令和7年7月14日適用

(養護老人ホーム用:令和7年度版 Ver1)

				施設種別 養護老人ホーム
定款の最終認可日				 施 設 名
	年		且	 実 施 日
施設の変更届等受理日				監査担当職員職氏名
	年	月	日	
備考				

施設	沒名								
実施	日時	令和	年	月	日(:	~	:)
実施:	場所								
監査担	3当者								
	理事長			施設長	ŧ				
立会者	理事			その他	ļ				
(講評時)	監事								
	その他								
担当			監査	項目					Page
(備考)									
(加方)									

	指	摘	項	目	及	び	内	容		
(指摘項目)					(指	摘	内	容)

	監査項目	判	断	基	準	等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
	1 入所者の処遇にかかる会議開催状況 及び参画状況は適切か。	・処遇会議を適宜込むに、各職種の情報と。							В
•	2 入所者の個別の処遇計画の策定状況 は適切か。	・個別処遇計画を会療法士等の専門的に、施設としての個	アドバイス等	等に基づくと	とともに、各耳	査及び医師、理学 戦種の情報を統合	市条例第15条	指導マニュアル 有・無	С
		・個別処遇方針につ							С
		・養護:処遇計画に							В
	3 入所者の処遇に当たり、処遇上必要な事項について入所者又は家族に対し理解しやすいように説明を行っているか。	・入所者の処遇にいし、処遇上必要ない					市条例第16条第3項		С
	4 入所者処遇に関する記録は適切か。	・ケース記録等がる	下十分なので	で詳細に記力	いすること。	()	市条例第9条	養護が整備する記録書類(①処遇計画、②処遇内容、③身体拘束④苦情の内容⑤事故)8運営全般7-4 も参照	С
	5 処遇計画に基づいた支援が行われて いるか。	・処遇計画に基づる訓練その他の援助を			が自立のためい	こ必要な指導及び	市条例第2条		В
	6 社会生活上の便宜を図っているか。	・日常生活を営むのは家族が行うことだったかかるものについ後はその都度本人に	が困難な場合 いては書面等	合は、同意を 等を持って事	と得て代行する 事前に同意を後	ること。特に金銭 导るとともに代行	市条例第18条第3項及び第5項		С
		・入所者に外出の権	幾会を確保で	するよう努め	めること。			・入所者の外出機会の状況 ()	В
	7 入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活 に必要な援助を適切に行っているか。	・入所者に対し、流な生活に必要な援助			E活を念頭に 間	置きつつ、自立的	市条例第18条第6項		В
	8 クラブ活動及び各種行事(地域交流を含む)を適切に行っているか。	・クラブ活動及び行	亍事の開催る	を活発に行う	うこと。		市条例第18条第8項、28条第1項		В
		・地域交流を積極的	内に実施する	ること。			-		В
	9 実施機関・家族等との連絡は適切か。	・家族等との連絡を	を十分にとる	ること。			市条例第18条第4項		В
		・入所者や家族からな助言、援助を行った。		芯じる体制を	をとること。ホ	目談に対して適切	-		В
	10 地域との連携について。	・地域の住民やボラ交流を図ること。					市条例第28条		С
	11 入浴の回数は適切か。	・入浴は少なくとす間について必要に成				欠回の入浴までの	市条例第18条第7項	週回	С
		・入浴日が行事日浴を確保すること。		当たった場合	合、代替日を記	受け週2回以上入			В

監査項目	判	断	基	準	等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	
12 入浴に当たっての健康状態のチェックは行われているか。	・入浴にあたって のチェックを行う		等により、	血圧測定等を実	施し、健康状態			
13 風呂の湯は清潔に保たれているか。	・風呂の湯は清潔	に保つこと	0					
	・横ないな日之になる。 では、 一様では、 一	施)く換でれす器つを、す」とえ、がるをいる時る。もる最付こ毎て℃湯こっての湯になる。以槽との年とでし。清残上内と、年とでし。清残上内	。 にがもや は にがもや が にがもや が にがもや が にが にが にが にが にが にが にが にが にが	検、 全 を た た に し こ さ に さ え に え え え え え え え え え え え え え	。 い場合、汚染状 に換えること。 以上、ろ過器内 。 繁殖しないよう 消毒を行うこ		水質検査の実施回数 回 消毒方法: (※循環式浴槽を設置している施設のみ)	
14 脱衣場の保温について配慮しているか。	・脱衣場の保温に	ついて配慮	すること。					
15 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止する体制は整備されているか。	応じて保健所の助 (軽微な場合はB) メチシリン解性黄ウイルス等 ① 予防、そのの 別解に、ののでである。 ② 研修をである。 ③ 原生労働省令の ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	言、指導を 色ブドの職を防止の を防止ののの回知 にで通して 実施してい	求 菌 (MRS か) の) の) の) の) の) の) の) の) の) の	もに、密接な連A),結核、疥 対委員か。 (するからでは は間者研修)に大対応では では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	携を図ること。 癬、0157、ノロ は243月に1回程度 で電話装置等の をしているか。 なが行われている			
	・常に施設内外をと。	清潔に保つ	とともに、	毎年1回以上大	掃除を行うこ	通知第5-12(1)②		
16 感染症等発生時に係る報告は適切 か。	・職員が利用者のに施設長に報告すこと。 ・医師又は看護職	る体制を整	えるととも	に、施設長は必	要な指示を行う	又は食中毒の発生が疑われる際 の対処等に関する手順」(平成		
	る状況が生じたと					10 1/3/3/1200///		
	・感染症若しくは、有症者の状況やそれ							

監査項目	判	断	基	準	等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
17 入所者の福祉の向上を図るため、福祉事務所を始め社会福祉施設及び医療、衛生、労働等の関係機関と十分連携が図られているか。	・入所者の福祉の 携を図るよう努め		とめ、福祉事	孫所を始め関	係機関と十分)	市条例第2条第3項		В
18 身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていないか。	・身体的拘束等を の様態及び時間、 理由を記録するこ (2年間保存→5年	その際の入所と。	行者の心身の					С
	・護※種もと※※の 【①②景す③計④身正⑤適他等成のす身 装施し 割等のる 適るにのす事構任。電底、 の拘員録。拘析分束検れ策正ののす身 装施し 割等のる 適るにのす事講正ののすり 装施し 割等のる 適るにのす事講正ののすり 装施し 割等のる 適るにのす事講の	業正。的 等全職 つのと 化とた生こ及者化構拘 を体員 い従も 検。っ原とびにの成束 活での て業に 討 て因。分のと、 のののでです。 は、 析りのでです。 は、 がった。 うんりょう はいりょう はいりょう はいりょう はいしょう はいりょう しまました。 かんりょう はいりょう はいりょう はいりょう はいりょう はいりょう はいりょう はいいい しゃく しょう	なりが通ご存在 つり様に 体等 を底対一正 行有目 る身様 に 体等 をを変の化 うし的 た体式 お 的を 従図を責対 こ今と め的に い 拘と 業る検務応 と後し の拘従 て 束り 者こ討及策 がのた 様束い 、 等ま に	と。 さいで さいで です をの身に をの身に をの身に をの身に をの身に をの身に をの身に をのりまた。 をのりまた。 をのりまた。 をのりまた。 をのりまた。 をのりまた。 をのりまた。 をのりまた。 をのりまた。 をのりまた。 をのりまた。 をのは、 でをも、 をも、 でをも、 でをも、 をも、 でをも、 をも、 をも、 をも、 をも、 をも、 をも、 をも、	あり、にかり、になって たいまして たいまま かいとう でいま かい とっこの でいま から でいま かい まい かい かい で がい まい かい で がい まい かい まい かい まい かい まい かい で かい で はい かい いい まい かい こう かい こう はい いい かい こう はい いい こう かい こう はい いい こう かい こう はい いい こう にい いい いい こう にい いい いい こう にい いい いい こう にい いい いい こう にい いい こう にい いい いい こう にい いい いい こう にい いい		幅広い職種(例:施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員) 身体拘束適正化検討委員会の設置 有・無 会議録、報告様式	С
	・身体拘束等の適 【盛り込むだけ ②身体的対束等の ③身体的拘束等と ③身体的拘束等と (事) (事) (事) (事) (事) (事) (事) (事) (事) (事)	目】 体的拘束等の 化検討委員会 適正化のため た身体的拘束 発生時の対応 る当該指針の	の適正化に関係された。 この職員研修 での報告方 に関する基 の閲覧に関す	する基本的考 内の組織に関 に関する基本 法等のための 本方針 る基本方針	する事項 :方針 方策に関する៛		指針 有·無	С
	・研修を定期的に 【内容】 ・身体的拘束等の る。 ・指針に基づき、 ・研修の実施内容	適正化の基礎 適正化の徹底	を的内容等の でを行う。	適切な知識を				С

監査項目	判断	基	準	等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘区分
19 虐待の発生又はその再発を防止するための措置は講じられているか。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ス その結果を での を での を にの で にの にの で にの にの にの で にの にの にの で にの にの に	全介護職員その の組織に関する 引すること に関すること できる体制整 でできるの分析か 原因等の分析か	他の従業者に周知こと 備に関すること が迅速かつ適切に ら得られる再発の	市条例第30条通知第5-18		С
	・虐待の防止のための指針の防止のための項目】の下ではいたでは、一点を引きるでは、一点をはいたがいた。一点をは、一点をは、一点をは、一点をは、一点をは、一点をは、一点をは、一点をは、	5止に関する基 の地間では はの対応に方法に かの相談は で を を を を を を を を を を を を を を を を を を	本的考え方)組織に関する つる基本る基本方 に関けに関する 事項 事項 に関する事項	針			С
	・介護職員その他の従業者 (年2回以上及び新規採用 【内容】・虐待等の防止に関する基 ・指針に基づき、適正化の ・研修の実施内容についる	目時)に実施す 基礎的内容等の の徹底を行う。	-ること。)適切な知識を				С
	・上記の措置を適切に実施	直するための担	当者を置くこ	と。			(
20 施設内は適温か。	・空調設備等により施設内	刃の適温の確保	に努めること	0]
21 非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)が策定されているか。	・感染的 神経 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	D、及び第定 で表で で表で で表で で表で で表で で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	時の体制で早期 当該業務継続 感染症防止に の連携、濃厚 け策、電気・水 等)	の業務再開を図る 計画に従い、必要 向けた取組の実 接触者への対応、 道等のライフライ	市条例第23条の2 通知第5-11		

	監査項目	判	断	基	準	等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
		・職員に対し、業び訓練を定期的(すること。							С
		・定期的に業務継 変更を行うこと。	終続計画の見画	直しを行い、	必要に応じて	業務継続計画の			С
2 養護運 営に関す	1 入退所の取扱いは適切か。	・入所申込者の入の把握に努めるこ		は、その者の	の心身の状況、	生活歴、病歴等	市条例第14条		С
る基準		・入所者について し、その者が居宅 慮すること。							С
		・その心身の状況 常生活を営むこと 家族の希望、その の者の円滑な退所	ができると記るが退所後に	図められる入 こ置かれるこ	、所者に対し、 こととなる環境	その者及びその			С
		・入所者の退所にする者との密接な・入所者の退所後	注携に努める	ること。					С
		相談援助を行うと				WHICH I'V			С
	2 居宅サービス等の利用は適切か	入所者が要介護状 ができるよう、必			りな居宅サービ	こを受けること	市条例第19条		С
3 給食	1 給食会議を設置しているか。	・給食会議を開催	し、食事内名	容について検	討を行うこと	0	市条例第17条第1項 通知5-4(7)		В
	2 入所者に適した栄養摂取基準を設定するための食品構成を作成しているか。	・入所者に適した		, , , , ,	Ů		市条例第17条第1項 通知5-4(1)		С
		・栄養摂取基準を	を基にした食品	品構成を作成	ズす ること。				С
	3 検食を実施しているか。	・検食を実施し、 検食は幅広い職				が望ましい。		検食者:施設長・栄養士又は管理栄養士・直接処遇 職員等	С
		・検食簿を作成す	ること。						В
		・検食は適切な時	間に行うこと	と。また、検	食時間を記入	すること。		検食時間(入所者の喫食前 分)	В
	4 入所者の身体状態に合わせた調理内 容となっているか。	・きざみ食等の入 介助を行うこと。	、所者の身体特別	犬態に合わせ	た調理内容と	し、適切に食事	市条例第17条第1項		В
	5 調理内容別喫食人員を把握している か。	・給食日誌等によ					市条例第17条第1項 通知1-8 (2)		С
		・入所者と職員の	区分を明確り	こすること。					В
	6 給食材料日計表を作成しているか。	・給食材料日計表					市条例第17条第1項 通知1-8(2)		С
		・給食材料日計表	について決表	戦を受ける <u>こ</u>	_ Ł。				В
	7 献立表を作成しているか。	・予定献立及び実	施献立を作品	成し、その実	尾施状況を明ら	かにすること。	市条例第17条第1項 通知1-8 (2) 通知5-4 (2)		С

監査項目		判	断	基	準	等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	
		・朝食の固定化を知	解消するこ	と。					
		・病弱者に対する	献立につい	ては、必要に	に応じ医師の指	記録を受けるこ			
	П	と。 ・調理の都合だけ [*]	で、献立を変	変更させない	いこと。		_		
							Le to building to take a Co		
8 嗜好・残食調査を実施しているか。		・嗜好・残食調査	を実施する。	こと。			市条例第17条第1項 通知1-8(2)	 	
		・嗜好・残食調査	結果を献立し	こ反映させる	らこと。		通知5-4(1)		
9 給食費は適切か。	П	・市場価格調査を	実施すると、	ともに、適切	日な価格で食材	すを購入し、給食		残食調査 毎食・年 回 正 食材料費 年 月 円(直近)	
, and 2000 and a		費予算の執行管理			V ON IMPTER VIX.		化並びに社会福祉法人及び社 福祉施設に対する指導監督の	会 令和 年度 円	
		・利用者から徴収 材料費に大きな乖				E際にかかった 負	(国権権) (国権) (国権) (国権) (国権) (国権) (国権) (国権)		
10 給食材料の納品に当たって、検収を		・給食材料の納品	こ当たってに	は検収を実施	直すること。		市条例第17条第1項		
実施しているか。		検収印を押印す。	ること。				通知1-8(2)		
			-						
11 給食時間は適切か。		・夕食時間は175 ついて検討するこ		共とすること	:。また、18	3 時以降の提供に	市条例第17条第1項 通知5-4 (3)		
12 適温給食について配慮がなされてい るか。		・適温給食につい	て配慮に努る	めること			市条例第17条第1項		
13 給食関係者の検便を月1回行っているか。		・給食関係者に対		れのないよう	毎月、検便を	:実施すること。	「社会福祉施設における衛生 理について」(平成9年3月31 社援施65号)	日	
		検便の検査項目: だむ) (※0-26、0-16い。)							
14 厨房内の衛生に努めているか。		・厨房内の衛生及	び食器類の行	新生管理に努	子めること。		市条例第24条第1項 通知5-12(1)②		
	L			I was I A I A II	()		社会福祉施設における衛生管 について(平成9年3月31日		
		・年2回以上ねずる	み、衛生害!	虫の駆除作業	きを実施するこ	<u>ا</u> ک	援施65号)	<u> </u>	
15 保存食を実施しているか。		保存食は、1品あた							
		間)適切な方法(-	-20℃以下の)冷凍保存)	で保管するこ	٤.	アル(平成9年3月24日衛食第 85号)		
							社会福祉施設における保存を		
							の保存期間等について(平成 年7月25日社援施第117号)	8	
16 栄養指導を実施しているか。		・入所者への十分	な栄養指導	を行うこと。			市条例第17条第1項 通知5-4 (6)		
17 職員給食にかかる徴収額は適切か。		・職員給食に係る	数収額の根	処を明確にす	-ること。		ΔΕ/H0 1 (0)		
		・職員給食費は適	刃な金額を行	數収すること	- 0				
		・職員給食の徴収	額の受入科	目は雑収入	(注) とするこ	[논.			
18 調理業務を委託している場合、業務 内容は適切か。		・委託内容が適切 [*]	でないので	 致めること。			市条例第17条第1項 通知5-4(4)		
		・委託契約を締結	し、適正な	調理業務を行	す うこと。		「保護施設等における調理業 の委託について」(昭和62年		
		・市場価格調査を	+16. tn/				月9日)		

	監査項目	判断	基	準	等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
	19 衛生管理の点検を実施し、衛生管理 の向上に努めているか。	・HACCPに沿って作成した衛 点検を実施し、衛生管理の向			定期的に衛生管理の	食品衛生法(昭和22年12月24日 法律第233号)第51条		В
医療管	1 定期健康診断を適切に実施しているか。	・入所者の健康診断を年2回 行うこと。	以上実施す	るとともに、	適切な健康管理を			С
	2 医師・嘱託医の勤務状況について、 必要な日数、時間が確保されているか。	・嘱託医について契約内容と	一致してい	るか。				С
	3 医務室が保健医療機関として指定されている場合において、当該医療機関の 医師及び看護師等の人件費・医薬品・光 熱水費等について、診療所会計で応分の 負担をしているか。	・医師・看護師等の人件費や の負担をすること。	医薬品等の	費用について	診療所会計で応分			С
		・医師・看護師等の人件費や確にすること。	医薬品等の	費用について	負担額の積算を明			С
		・医師・看護師等の人件費や りが見受けられたので、適切			負担額の積算に誤			С
	4 要件を満たす協力医療機関が定められているか。(令和9年3月31日までは努力義務)	・以下の要件を満たす協力医機関を協力医療機関として定ても差し支えない。(※近距)	めることに	より、各要件		市条例第25条第1項 通知5-13 (1)		
		①入所者の病状が急変した場を行う体制を、常時確保して②当該養護老人ホームからのう体制を、常時確保している。 ③入所者の病状が急変した場又は協力医療機関その他の医と認められた入所者の入院をこと。	いること。 診療の求め こと。 合等におい 療機関の医	があった場合 て、当該養護 師が診療を行	において診療を行 老人ホームの医師 い、入院を要する			С
	5 協力医療機関との連携等に係る届出 を行っているか。	・協力医療機関と実効性のあた。 上、協力医療機関と入所者の機関の名称や当該医療機関と こと。 ・協力医療機関の名称や契約路市長に届け出ること。 ・市条例第25条第1項の規定の第2号及び第3号の要件を満たは、経過措置の期限内に確保と、	急変時等に の取り決め 内容の変更 の経過措置期 す協力医療	おける対応を の内容等を姫 があった場合 期間において、 機関を確保で	確認し、当該医療 路市長に届け出る には、速やかに姫 同条第1項第1号、 きていない場合	市条例第25条第2項 通知5-13 (2)		С
	6 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携を行っているか。	・養護老人ホームの入所者に 診療等を迅速に対応できる体 第6条第17項に規定する第二級 の新興感染症発生時等におけ ・取り決めの内容としては、 公表後4か月程度から6か月程 所者が新興感染症に感染した 入院調整等を行うことが想定 ある薬局や訪問看護ステーシ ない。	制を平時か重協定指定を 重協対応初期を 流行経過に、 場合に、 場合に、 はなれる。	ら構築してある た療機関の後の でよる の間におい。 でよる でよる でよる でなる でなる である が、 のる でよる である が、 のる でよる である が、 のる でいる が、 のる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でい	くため、感染症法 る病院又は診療所と 努めること。 興感染症の発生の 護老人ホームの入 院の要否の判断、 定指定医療機関で	市条例第25条第3項 通知5-13 (3)		В

	監査項目	判断	基	準	等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
	7 協力医療機関が第二種協定指定医療 機関である場合、必要な協議を行ってい るか。	・協力医療機関が第二種協 条2項で定められた入所者で協力機関との間で、新興感 行うこと。 ・協議の結果、当該協力医 の取り決めがなされない場 頃から連携のある第二種協 しい。	の急変時等にお 染症の発生時等 療機関との間で 合も考えられる	ける対応の確認と 等における対応に で新興感染症の発 るが、協力医療機	:合わせ、当該 ついて協議を 生時等の対応 関のように日	市条例第25条第4項 通知5-13 (4)		С
	8 医療機関に入院した入所者の退院後 の受け入れを行っているか。	・入所者が協力医療機関その病状が軽快し、退院が可人ホームに速やかに入所さい。 ・「速やかに入所させるこは、必ずしも退院後に再入保しておくということではめなければならないという	「能となった場合 せることができる。 とがを希望する。 なく、できる。	合においては、再きるように努めなり う努めなければな 人所者のために常 艮り円滑に再入所	び当該養護を ければない」 とを できる と 確 努 に できるよう	市条例第25条第5項 通知5-13 (5)		С
	9 協力歯科医療機関を定めているか。	めなければならないという ・協力歯科医療機関を定め い。)	ておくよう努め	かること。(※近路	三離が望まし	市条例第25条第6項		В
	10 医薬品及び医療器具の管理は適切か。	・医薬品及び医療器具の管	理を適正に行う	うこと。				В
5 入所者 への支給 金	1 支給金台帳(本人支給金台帳又は入 院患者日用品費支給簿)を整備している か。	・支給金台帳(本人支給金 こと。	台帳・入院患者	香日用品費支給簿 <i>。</i>)を整備する			В
(入院日用品 費を含む。)	2 受領印を徴しているか。	・本人に支給金等を渡した	ときは、受領F	印を徴しておくこ	<u>ک</u> ₀			В
6 運営全 般	1 施設運営に関する自主的内部点検を 行っているか。	・自主的内部点検を実施す	ること。					В
	2 内部経理監査を行っているか。	・内部経理監査を実施する	こと。					В
	3 施設内で入所者に係る事故等はないか	・事故が発生した場合の対 いて定めること。	応方法及び事故	女発生の防止のた	めの指針につ	市条例第29条第1項第1号		В
		・事故の状況及び事故に際	そして採った処 間	置について記録す	ること。	市条例第29条第3項		С
		・施設内で、入所者等に事 た場合、その事実が報告さ について、職員に周知徹底	れ、原因を解り	月し、再発生を防		市条例第29条第1項第2号		С
		・事故発生の予防のためのこと。)委員会及び職員	員に対する研修をだ	定期的に行う	市条例第29条		С
		・事故発生時には速やかに ともに必要な措置を講じる		皆の家族等に対し`	て連絡すると	市条例第29条第2項		С
		・入所者に対し賠償すべき	事故に対し、遠	速やかに損害賠償	を行うこと。	市条例第29条第4項		С
		・賠償すべき事態において 入するか、賠償能力を有す			賠償保険に加	市条例第29条		С
	4 苦情解決体制を整備しているか。	・苦情解決体制を整備する 配置すること。また、第三			苦情担当者を	市条例第27条		С
		・上記の苦情を受け付けた	:場合は、当該詩	苦情内容等を記録	すること。			С

監査項目	判 断 基 準 等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
	・その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当 該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。			С
	・社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力すること。			С
6 定員を遵守しているか。	・入所定員及び居室の定員を遵守すること。			С
7-1 秘密保持について	・正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないこと (職員でなくなった後においても同様)。	市条例第26条		С
7-2 個人情報の適切な取扱いがなされているか。	・利用者等の個人情報の取扱いについては、「福祉関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守すること。			С
7-3 寄附を強要していないこと。	・ 利用者、利用者家族に対して寄附を強要しないこと。			С
7-4 設備、職員及び会計に関する記録の整備は適切か。	・運営に関する記録()を整備すること。	市条例第9条	運営に関する記録(・事業日誌・沿革に関する記録・職員の勤務状況、給与等に関する記録・条例、 定款及び施設運営に必要な諸規程・重要な会議に関する記録・月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表・関係官署に対する報告書等の文書綴)	С
	・入所者に関する記録 () を整備すること。また、その完結の日から2年間保存すること。		入所者に関する記録 (・入所者名簿・入所者台帳(入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの)・処遇日誌・献立その他給食に関する記録・入所者の健康管理に関する記録)	С
	・会計経理に関する記録()を整備すること。		会計管理に関する記録 (・収支予算及び収支決算に 関する記録・金銭の出納に関する記録・債権債務に 関する記録・物品受払に関する記録・収入支出の関 する記録・資産に関する記録・証拠書類綴)	С

^{※1 「}市条例○○条」とは「姫路市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第58号)」を指す。 ※2 「通知」とは、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年老発307号通知)」を指す。 ※3 「指摘区分」欄について、Cは文書指摘、Bは口頭指摘とする。ただし、Cの項目についても、軽微な場合はBとすることがある。